



2023年1月30日

各 位

ビート・ホールディングス・リミテッド  
(URL : [www.beatholdings.com](http://www.beatholdings.com))  
代表者名 最高経営責任者 (CEO)  
チン・シャン・ファイ  
(東証スタンダード市場 コード番号 : 9399)  
連絡先 IR 室マネージャー  
高山 雄太  
(電話 : 03-4570-0741)

## (開示事項の経過) 独占交渉権契約及び借入契約の締結に関するお知らせ

当社は、2022年12月30日付開示文書「独占交渉権契約及び借入契約の締結に関するお知らせ」及び2023年1月5日付開示文書「(続報) 独占交渉権契約及び借入契約の締結に関するお知らせ」(注)にて独占交渉権契約及び借入契約を締結することをお知らせしました(注)。本日、当社の取締役会は、当該独占交渉権契約を解約すること、当該借入契約に基づいて借入れた借入金を本日付で返済すること、及び以前当社のCEOを務めていたレン・イー・ハン氏(以下、「レン氏」といいます。)との間で、新たにリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

(注) 独占交渉権契約及び借入契約のより詳細な情報は、上記各々の開示文書をご参照ください。

### 1. 独占交渉権契約を解約する理由

現在、当社は独占交渉権契約により取得を目指している Addmore Development Limited 及び同社が保有している建物(以下、総称して「Addmore」といいます。)のデューデリジェンス(以下「デューデリ」)を実施しております。ただ、現時点において当社は、当該デューデリを完了できておりません。一方で、独占交渉権契約を締結してから1ヶ月以内に Addmore の取得を決定できなかった場合、当社は相手先にペナルティー(1か月後から3か月以内の場合、対価の5%)を支払う義務を負います。当該ペナルティーの支払いを回避するため、今般、当社は独占交渉権契約を解約することを決定しました。

### 2. 借入金を返済する理由

上記のとおり、現時点では Addmore の取得を決定できないため、まずは Addmore の取得を目的に借入れた借入金の元本200百万香港ドル(3,404百万円)を本日付にて返済することを決定しました。

### 3. リボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結する理由

2021年8月10日付開示文書「特別損失の計上、クレジット・ファシリティ契約の締結、有償ストック・オプションの償却及び子会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせした、レン氏とのクレジット・ファシリティ契約が2023年1月9日に失効し、現在の当社の財政状態では、金融機関や第三者から無担保・無保証による借入れは極めて難しい状況であるため、当社は同氏との間で、当該クレジット・ファシリティ契約及び上記借入契約に代わり、Addmore 又はその他の資産を取得、若しくは当社のその他の資金ニーズをサポートするため、以下の主な条件にて、新たなリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結することを合意しました。

- クレジット・ファシリティの上限：200百万香港ドル(3,404百万円)



- クレジット・ファシリティの期間：1年
- 利息：年率 20% 複利
- 担保・保証：なし

#### 4. 今後の見通し

当社は Addmore の取得に関する独占交渉権を失いますが、引き続き Addmore のデューデューリを実施し、独占交渉権がない状態で交渉を進めます。Addmore の取得を決定するなど、本件について開示すべき事象・事項が発生又は決定された場合には、適時開示いたします。

本書で適用している換算レートは、2022 年 12 月 30 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値である 1 香港ドル=17.02 円です。

以上

#### ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンスを行っています。また、子会社の GINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV：GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及び専門サービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。